

# 日本古代の教育格差

— 教育社会学の視点を参考に —

## はじめに

近年、現代の教育格差が話題になることが多い。もちろん、教育というのは現代に限った事象ではなく、日本古代でも教育が行われており教育機関も存在していた。しかし、教育社会学においては、日本古代の教育は近代以降の教育や諸外国の教育と比較してそれほど扱われていない。

天野郁夫氏は、日本の試験制度はヨーロッパよりも早く、すでに八世紀の初めには作られたが、数世紀の間、制度としては存続したものの実際にはほとんど機能せず、やがて姿を消してしまうと述べられている<sup>(1)</sup>。また、機能しなかった最大の理由としては、貴族勢力の排除を目指して作られた中国の科挙に対して、日本の試験制度が貴族制度を前提として導入されたところにあると見ている。そして、世襲貴族制のもとでの日本古代の試験制度は、血統の原理を業績の原理によって置き換えるだけの力を持ち得なかったと評価している<sup>(2)</sup>。

日本古代の試験制度がこのように考えられている理由は、近代以降の試験制度や中国の科挙と比較して、業績の原理が弱いと評価されていることによる。しかし、日本古代において、血統の原理と業績の原理の関係は常に一定であるわけではない。その変化を捉えることは、日本古代の教育制度を考える上でも重要であろう。

日本古代の教育を日本近代以降の教育や中国の科挙と比較した場合、それぞれに相違点があるのは当然であろうが、それらを踏まえた上で、日本古代の教育を考えることにも意義があると思われる。以下では、教育社会学の視点を取り入れつつ、日本古代の教育、特に教育格差について概観してみたい。

## 1. 教育制度の二つの機能

教育社会学において、教育制度には期待される二つの機能があるとされる<sup>(3)</sup>。一つは、子どもたちがこの社会に適應できるように「社会化」することである。教育は個人が社会で生き

ていくための知識や技能などを身に付けさせるものであり、教育制度は個人を社会に適應させるために存在する。教育制度の持つ機能の二つ目として、「選抜・配分機能」がある。人々を能力によって格付け、適切な進路に振り分けることが教育制度には求められている。

教育制度が持つこの二つの機能の点を、日本古代の教育に当てはめて考えてみたい。まず、日本古代の主要な教育機関について確認しておこう。日本古代には、大学・国学・大学別曹などの教育機関があった。大学は、国家が都にただ一つ設置したもので、国学は地方の国ごとに置かれたものである。一方、大学別曹は、当初は氏族が一族の学生のために設けた私的な施設であったが後に国家に公認されたものである<sup>(4)</sup>。

大学は官人登用を目的として設置された教育機関である。その点を踏まえて、教育制度の機能の一つである「社会化」を考えると、古代の大学においては、官人社会で生きていくための知識や技能を学生に身に付けさせることを目指していたと理解できる。そのため、古代の大学での教育内容は、当時の官人として必須の教養であった儒学の内容を中心としていた。

大学の構成は、養老職員令 14 大学寮条によれば、大学の教官として博士一人、助博士二人、音博士二人、書博士二人、算博士二人が規定されており、四百人の学生と算生三十人が置かれていた。当初の大学は、儒学を教授・学習する博士・助教・学生で構成する「本科」と、算術を教授・学習する算博士・算生で構成する「算科」の二つの学科から構成されていたと言える。また、大学で使用される典籍は、経学は九書が規定されていた。『論語』・『孝経』は兼習し、『礼記』・『春秋左氏伝』・『儀礼』・『周礼』・『毛詩』・『周易』・『尚書』から少なくとも二経以上が選択必修であった。そして、算学の典籍も九書あった。これらのことから、大学の典籍は、教官と学生の構成と同様に経学と算学を主体としていたことと、「本科」の教授は経学を中心としていることがわかる。

教育制度の二つ目の機能である「選抜・配分機能」については、「本科」の学生は大学で学んだ後に卒業試験に合格すると、官人登用試験である式部省試を受験でき、合格すると位階が

与えられる規定であった。式部省試には、秀才試・明経試・進士試・明法試があり、なかでも秀才試は、合格したときに与えられる位階が他の式部省試よりも高く最難関の試験であった。

大学の卒業生の進路については、『官職秘抄』にまとめられているように、学科や試験の選抜結果によって進路が異なっていた。また、大学に後に新設された「文章科」の学生である文章生は、大学入学後、式部省試に合格しなくても数年で任官する途が開かれていた。春の除目に文章生の上臈から三人を諸国掾に任ずる文章生外国や、秋の除目で一人を京官に任ずる当職文章生という制度も存在した。さらに、学科ごとに推薦して、無試験で京官に任用する制度である明経道挙・明法道挙・算道挙や、諸国掾に任用する諸道年挙という制度もあった。

このように、大学は学生を能力によって適切な進路に振り分ける機能を果たしており、教育の「選抜・配分機能」は、古代の教育制度においても有効であったと評価できる。

## 二、教育における階層格差と地域格差

### 1 二つの教育格差

現代日本は、教育意識において階層格差と地域格差が存在する格差社会であるとされる(5)。出身家庭を指す階層と地域という本人にはどうしようもない初期条件である「生まれ」によって教育機会の格差が存在している。この機会の多寡により子ども最終学歴は異なり、職業・収入・健康など様々な格差の基盤となっている。二十代前半でほぼ確定する学歴で、その後の実勢が大きく制約される現実が日本にはある。これらのことから、日本は「生まれ」で人生の選択肢・可能性が大きく制限される「緩やかな身分社会」であるという指摘もされている。それでは、日本古代にも二つの教育格差は存在したのであるか。また、存在したのであれば、「生まれ」の影響はどういったものであったのかを以下で具体的に見ていきたい。

### 2 古代の教育における階層格差

古代の大学は現代の学校と異なり、入学資格において階層格差があった。養老学令2大学生条によれば、大学の入学資格を与えられたのは、五位以上子孫と東西史部であった。東西史部というのは、渡来人の子孫で伝統的に文筆で朝廷に仕えていた下級氏族のことである。また、六々八位の位階を持つ下級官人の子どもたちも、才能があつて向学心に富むものは入学を許可された。

地方に設置された国学を経由して、大学に入学する道もある。ただし、国学から大学に進学を希望する者は、式部省の試験を受ける必要があつた。国学には郡司の子弟を入学させたが、

欠員があれば白丁の子弟の入学も認められた。

以上のことから、古代の大学は、五位以上子孫という貴族の子弟が入学者の中心として想定されており、入学時点で既に格差があり一般庶民に広く開かれた教育機関ではなかつたことが指摘できる。

古代の大学への入学に格差があつたことは、空海(6)が作つた私立の教育機関である綜芸種智院の設立の事情からも読み取れる。

史料1 『性靈集』巻十、綜芸種智院式

(上略) 或有<sub>レ</sub>人難<sub>レ</sub>曰、国家広開<sub>レ</sub>庠序、勸<sub>レ</sub>励諸芸。霹靂之下、蚊響何益。答、大唐城

坊坊置<sub>レ</sub>閭塾、普教童稚。泉泉開<sub>レ</sub>郷学、広導<sub>レ</sub>青衿。是故、才子満<sub>レ</sub>城、芸士盈<sub>レ</sub>国。

今是華城、但有<sub>二</sub>大学<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>閭塾。是故、貧賤子弟、無<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>問津。遠坊好事、往

還多<sub>レ</sub>疲。今建<sub>二</sub>此一院<sub>一</sub>、普濟<sub>レ</sub>瞶瞶。不<sub>レ</sub>亦善哉。(下略)

空海は、平安京にただ一つある国家が設立した大学には貧賤の子弟が入れないので、彼らが教育を受けられる学校を作つたかつた設立の事情を説明している。『三教指帰』序文にあるように、空海は十五歳のときに叔父の阿刀大足について学問に励み、延暦十年(七九一)に十八歳で大学に入学したことが分かる。空海は大学で学んでいた時期があるため、大学についてよく知っていたであろうが、その空海が大学には貧賤の子弟は入学できないと言っていることは、当時の大学の実態をよく示していると考えられる。

このことから、古代の大学は庶民に広く開かれた教育機関ではなく、貴族の子弟を主要な入学対象としており、入学資格の点で既に階層格差が存在したことが分かる。

その他、階層格差をよく示しているのが、大学別曹の存在である。大学別曹は、氏族が一族の学生の学問を奨励するために設けた私的な施設であつたため、入学対象者は限定されている。また後述するように、大学別曹が国家に公認されて様々な特権を得るようになったことは、階層格差をさらに広げる要因にもなつた。

以上のことから、古代の大学や大学別曹をみると、古代の教育においては明らかな階層格差が存在したと評価できる。

### 3 古代の教育における地域格差

前掲の史料1は、日本古代の教育における階層格差だけでなく、地域格差も示している史料であると考えられるので再度言及しておきたい。

史料1では、唐では坊ごとに塾が開かれて広く子どもたちを教えており、県には郷学が設けられて広く学童を指導していると述べられ、唐については、中央と地方の教育機関について例

を挙げている。一方、日本では平安京にただ一つの大学だけが有り、塾は一つもないときれ、大学は挙げているものの、地方に置かれた国学についての言及はない。綜芸種智院の存在意義を強調する空海の意図がある可能性もあるが、大学で学んでいた空海が、唐の中央と地方の教育機関には触れるが、日本の場合は大学のみを挙げて国学には触れていないことは、日本の教育機関の実情を反映したものであり、日本古代の教育における地域格差を意識していたとも言えよう。

次に、地域格差を考慮するために、奈良時代の吉備真備を取り上げたい。吉備真備が最初に歴史書に登場するのが、『続日本紀』天平七年（七三五）四月辛亥（二十六日）条で、真備が遣唐使として唐に渡り、二十年近い留学生生活を送り帰国した際の史料である。その史料で真備の位階が従八位下とみえるが、この位階は唐に渡る前に既に持っていたもので、大学に入学し、官人登用試験である進士試に合格して与えられたものと考えられる。

唐から帰国後、真備は阿倍内親王（のちの孝謙・称徳天皇）の皇太子学士となり、最終的に右大臣まで昇る。吉備氏は岡山の地方豪族の出身で、真備の父は京の下級官人で終わる。しかし、吉備真備自身は身分が低く恵まれない条件にもかかわらず、遣唐使で得た学識によって正二位・右大臣まで異例の出世をしていく。その足掛かりとなったのは、大学に入学して官人登用試験に合格したことであつたと言える。

日本古代には位階の制があり、父や祖父が五位以上の位階をもっていた場合、子や孫は一定の位階を与えられた。たとえば、一位の嫡子の場合、従五位下の位階が与えられてすぐに貴族となることができる。位階は本人の能力に関係なく与えられ、貴族が出世の最初の段階で有利となる制度である。吉備真備の場合は、父の位階が六位以下で位階の制が適用されなかったため、自力で位階を上げていくしかなかった。しかし、前述した養老学令<sup>2</sup>大学生条の六〜八位の位階を持つ下級官人の子どもたちも才能があつて向学心に富むものは、大学への入学を許可されるという規定により、真備は大学へ入学して出世の足掛かりを得ることができたのである。また、吉備氏は岡山の地方豪族の出身であるが、真備の父は平城京の下級官人であつて、吉備真備の出生は大和国であつたため<sup>7</sup>、国学を経ることなく大学に入学できたと考えられる。

吉備真備は、日本古代の教育の意義を考える上での好例であるとともに、階層格差と地域格差も表している一例と言えよう。

### 三、五位以上子孫の出身と大学別曹の設立

教育社会学では、近年、メリトクラシーとペアレントクラシーという概念が取り上げられて

いる<sup>8</sup>。イギリスの社会学者マイケル・ヤングは、「能力+努力=業績」と定義した。「生まれ」ではなく、能力によって選抜し、相応しい人がより高い教育を経て、高い社会的地位の職業につく。そのように能力によって社会的地位が決まる社会をメリトクラシー（能力主義）という。

その後、メリトクラシーの質的変容を論じる議論が出てくる。イギリスの教育社会学者のフイリップ・ブラウンは、家庭の富と親の願望が子どもの将来や人生に大きな影響を及ぼす社会のことをペアレントクラシーと呼んだ。市場化された社会においては、「業績」をベースとする教育選抜がペアレントクラシーへと変質することを指摘した。人々の選抜は「能力+努力=業績」というメリトクラシー方程式ではなく、「富+願望=選抜」というペアレントクラシー方程式に沿って行われる。

ペアレントクラシーは、現在の主流であるメリトクラシーの原理とは別物であるというよりは、その発展型として捉える方が適切であるとされている。現在の日本社会は、個人の能力と努力が高く評価される社会である。しかし、家庭環境によって個人の能力と努力が大きく規定され、親の富と願望が幅利かせるペアレントクラシーの社会に移行していると推測されている。

そもそもメリトクラシーは、貴族による支配を指すアリストクラシー（貴族主義）との対比で、能力のある階級による支配を意味する。近代社会の前に存在したのが、アリストクラシーの社会で、一般的には「身分社会」と表現されている。個人の人生は、各自の身分や家柄の「生まれ」によっておおかた定められていた。その後、近代になり、人々を能力に応じて選抜して様々な地位に割り当てるメリトクラシーの社会となつたとされている。

以上の教育社会学の視点を参考にして、古代の大学の主要な入学対象とされた五位以上子孫と大学の関係<sup>9</sup>について整理しておきたい。

五位以上子孫の出身コースは、大学出身コースと舍人出身コースの二つに分かれる。大学出身コースは、大学に入学後、二経以上を習得して卒業試験に合格した後、秀才・明経・進士・明法の式部省試に合格すれば、成績に合わせた位階が授けられて官人としての経歴を始めるコースである。それに対し、舍人出身コースは、養老軍防令46五位子孫条にあるように、五位以上子孫の二十一歳以上の者が官人見習いの舍人から経歴を始めるコースである。大学出身コースと舍人出身コースの二つのコースの関係は、『令集解』学令21被解退条にあるように、五位以上子孫には二十一歳という期限が設けられ、大学に入学しても式部省試に及第できなければ、自動的に舍人になることになっていた。

二つのコースのこのような関係から、大学に入学しなくとも舍人出身コースを取って官人に

なることのできる五位以上子孫、なかでも蔭位の制が適用される三位以上の子孫と五位以上の子は大学出身コースを取るのを避け、八世紀の大学入学者自体も少なかったと言われてきた。

一方、八世紀当初から九世紀初頭まで式部省試や大学に関する諸改革が行われている。特に延暦年間に式部省試に合格した際の規定を変更したこと<sup>(10)</sup>により、五位以上子孫にとつても大学出身コースが有利となり、九世紀における大学の入学者の増加に繋がっていく。このような改革は、官人の在り方を見直して優秀な者を登用しようとする意図により行われたが、改革の対象になったのは主に貴族子弟などの限られた階層であり、その中から能力的により優秀な者を登用しようとする姿勢は八世紀当初から九世紀初頭に至るまで一貫していた。

さらに、九世紀に入ると大学入学に関する改革も行われている。大同元年(八〇六)には、諸王や五位以上子孫は十歳から就学することとし<sup>(11)</sup>、十三〜十六歳で入学という令規定よりも幅広い層を入学対象とした。この政策は弘仁三年(八二二)に一旦撤廃されているが、天長元年(八二四)には再び五位以上子孫の二十歳以下は就学することとし<sup>(12)</sup>、大同元年の改革よりさらに幅広い層を入学させることとなった。

## 二星 潤

このように大学を重視する風潮の中で、蔭位の制の恩恵を受ける貴族子弟でも大学の存在が重要になってくる。蔭位の制は、出身当初の叙位を有利にするものだが、その後の昇進は保証するものではない。蔭位の制が適用された後に順調に出世できる方策を考えなければならぬ。貴族であっても、能力がなければ順調な出世が望めない時代になってきたのである。

そのような状況の中で、貴族が一族の学生のために作った教育機関が大学別曹であった。『西宮記』巻八、諸院では、大学別曹として藤原氏の勸学院、王氏の授学院、橘氏の学館院、和気氏の弘文院が挙げられている。弘文院が大学別曹であったことを示す史料は『西宮記』のみである点や、廃絶が他の大学別曹よりも早い点などから、弘文院は大学別曹ではないとする説もある。弘文院については大学別曹として公認されていたか明確でないため、本稿では弘文院以外の大学別曹を検討対象としたい。

藤原氏の大学別曹である勸学院の創建がわかるのが、次の史料である。

史料2 『類聚三代格』巻十二、貞観十四年(八七二)十二月十七日太政官符

太政官符

勸学院一区《在左京三条一坊》

右得彼院解僞、件院、是贈太政大臣正一位藤原朝臣冬嗣去弘仁十二年所建立也。即為大学寮南曹。但不被管寮家創業年深、内外聞遠。加以去承和三年十月五日田園所輪牧宰可催送之状騰勸符頒下諸国。而所在之職未承知。恐千祀之後事不分明。望請下知京職以為後驗。謹請官裁者。右大臣真依、依請。

貞観十四年十二月十七日

史料3 『続日本後紀』承和三年(八三三)五月甲子(二十六日)条

左大臣正二位藤原朝臣緒嗣、從二位行大納言兼皇太子傳藤原朝臣三守、正三位行中納言藤原朝臣吉野、從三位藤原朝臣愛發、權中納言從三位兼行左兵衛督藤原朝臣良房、從四位下行勸解由長官藤原朝臣雄敏等上表言、臣聞、順風呼者易為氣。因時行者易為力。今之所折、蓋此之謂矣。故左大臣贈正一位藤原朝臣冬嗣、情深謙抱、義貴能施。遂乃折割食封千戶、貯取於施粟勸学両院。藤原氏諸親絶乏之者、同氏子弟勤学之輩、量班互之。但封邑之賞、人没則已。所以置置田業、散在諸国。創業之始、壤利所輸、不須督促、全入院廩。大臣没後、巧避多端、合輸不輸、十而八九。此則物色非公、人情不懼、州縣僻遠、校覈不由之所致也。伏以、臣門旧績、永錫功封。悠悠眇末、靡不沾沢。夫毀家益国、臣節攸先。以此拜章、血誠奉返。於是逸恩者敢翼、赴賞者反蹤。憑力大臣、理固宜然。而墳土未乾、陵遲儻及。在於生者不忍、臧吞。伏冀乾慈殊賜、接援、下知国司、令加檢送。然則勢易於走、馬焉。事同於駟、田矣。擾公之妨細、而濟物之矜大也。緬彼幽魂、戴光寵於寤夢。凡厥眷屬陶宝化、而俯仰。詔報曰、情切仁義、事憑興復。宜依來請、助彼周急焉。これらの史料から、勸学院は藤原冬嗣が弘仁十二年に創建したもので、藤原氏の学生に学資を与え、学問を奨励することが目的であったことが分かる。

橘氏の学館院が創建された時期については、『日本文徳天皇実録』嘉祥三年(八五〇)五月壬午(五日)条に「后亦与弟右大臣氏公朝臣、議開学舎、名学館院。勸諸子弟、誦習経書。」とあることから、橘氏が公右大臣であった承和十一年〜十四年頃と考えられる。また、学館院が別曹として公認されたのは、『日本紀略』康保元年(九六四)十一月丁丑(五日)条に、「勸以学館院為大学寮別曹。依参議橘好古朝臣等奏状也。」とあることから康保元年であったことが分かる。

授学院の設立については、以下の史料から窺える。

史料4 『本朝文粹』巻五、奏状上

為在納言建立授学院状《作宅一区、在左京三条》

高五常

右、行平幸逢泰運、猥列崇班。愚心所企、欲罷不能。昔閑院贈太政大臣、志深憂道、慮切求賢。開学本京別館、胎善誘於一門。故藤氏之生、猶多才子。鷄趾已飽、麟角不稀。学之為用、不其然乎。但見賢思齊、已有先式。欽慕人跡、為日久矣。蠅是置二茆宅、開以学亭。宗室苗緒、志道齒德者、當得休舎、号

曰「奨学院」。坊接「大学寮」、取求「道之便」也。門射「勸学院」、表「积隣之意」也。又聊設「田園之業」、以資「簞瓢之費」。其郡県頃畝、具於別紙。又位田封戸、同以分入。豈謂「久遠之輪」、願有「涓埃之益」。凡厥「院行事」、唯欲「准勸学院之例」而已。夫懸水雖「微」、造舟猶闊。不「有衆川之添」、何成「二流之大」。若當時後代、有「裨補此院」、扶持此業者、區々之志、千載不「朽矣」。

年月日 在原行平

勸学院設立の効果で藤原氏には優れた人物が多く、それに刺激を受けて奨学院を創建したという事情が述べられている。設立の時期については、「元慶五年、中納言行平卿、庶幾勸学院之例」、所建立「也云々」<sup>(13)</sup>の記述から元慶五年(八八二)と分かる。大学別曹として公認を求めたのは仁和四年(八八八)<sup>(14)</sup>で、公認されたのは昌泰三年(九〇〇)<sup>(15)</sup>であったことが確認できる。以上のことから、大学別曹はそれぞれ時期が異なるものの、元慶五年までに全て設立されていることが確認できる。

大学別曹については、氏との関係で着目され、藤原氏をはじめとする平安貴族の新たな集結の場として大学別曹が重要な意味を持ち、大学別曹を設立しなかった氏の没落が加速していったという指摘がある<sup>(16)</sup>。

それでは、藤原氏などが大学別曹を設立した意義はどこに求められるのであろうか。大学の登用対象は、これまで述べてきたように五位以上子孫が主体で、別曹を設立したのは五位以上子孫を輩出する氏族である。五位以上子孫は大学の入学資格においては優遇されているが、試験に及第できるかは学生の能力次第である。特に、延暦十四年に蔭位が二十一歳で与えられるようになったこと<sup>(17)</sup>で、大学での就学や試験の及第が藤原氏などの貴族にとっても昇進に重要な影響を与えるものになり、氏族として学生の就学環境を整える必要性が生じたため大学別曹を設立したと理解することができよう。

ところで、フランスの社会学者ブルデュー・パスロンが生み出した「教育戦略」という言葉がある。各集団・各家庭が自らを再生産するために駆使する戦略のなかで、教育にかかわるものを言う。大学別曹の設立は、藤原氏などの氏族にとっての「教育戦略」と捉えることができる。また、ブルデューは、各集団・各家族が自らを再生産する際に駆使する資本には、経済資本・文化資本・社会関係資本の三つがあるとする。そのうち、経済資本は資産を指す。

大学別曹の維持費は、封戸と荘園からの収入で成り立っていたことは、前掲の史料3や以下の史料から確認できる。

史料5 『小右記』治安三年(一〇三三)十一月二十五日条

割納封二百戸

百戸可レ納施菓院  
百戸可レ納勸学院

右宗族曩祖贈太相国以来、登「槐位」列「第直」者、各割「百戸之封邑」、以充「両院之資用」、事出「深図」、已為「恒」、今承「二門之余慶」、忝到「三事之崇班」(下略)

史料3では藤原冬嗣が勸学院の財源として自身の封戸を充て、荘園の収入も財源に充てられたことが分かる。また、この史料5からは、藤原氏の大官は百戸の封戸を寄進することが恒例になっていたことが窺える。一方、奨学院においても、前掲の史料4にあるように位田や封戸、荘園の収入が財源となっていたことが指摘できる。

奈良時代以来、平安時代を通じて繁栄した有名な四つの氏族をまとめて、「源平藤橘」という。これら四つの氏族は、大学別曹を作った氏族と全て一致する。身分の高さだけに頼るのではなく、官人社会で生き残っていく能力を身に付けるために「教育戦略」を取った氏族が平安時代を生き残ったのである。

教育社会学の概念であるメリトクラシーから、ペアレントクラシーへの変化については前述した。日本古代は身分社会であり、教育社会学でいうところのアリストクラシーの社会であるが、延暦年間以降、貴族の子弟というだけで順調な出世が望めるわけではなくなり、能力も必要とされる能力主義の風潮が出てきた後は、氏族が「教育戦略」として大学別曹を設立して、氏族の再生産を目指すことになった。日本古代は氏族の影響が大きい社会であったので、親だけにとどまらず氏族が主体となって「教育戦略」をとる形となったのであろう。

ここで注目したいのは、国家側はこのような大学別曹の設立という貴族の「教育戦略」に対して、どのような対応を取ったかという点である。

『西宮記』卷十四、改錢裏書、延喜八年(九〇八)十一月二十六日には、「以藏人所新銭一給「童親王等」(男女合十一人、各四千文)。又差藏人所雑色」給「大学、勸学、奨学院等」、《「大学二千、勸学、奨学院各一千文」》、此依「前例」。」とあり、大学別曹へ新銭給付が行われている。新銭給付が行われているのは、延喜八年の時点で公認されている勸学院・奨学院のみで、学館院は給付の対象になっていない。つまり、大学別曹として公認されていることが給付の条件となっていると考えられる。

また、『朝野群載』卷二十六、承保三年(一〇七六)十二月十五日太政官符所引承暦二年(一〇七八)七月二十五日上野国解には、「勸学院学生料一万束等」がみえ、勸学院へ出挙稲を給付したことが窺える。この「勸学院学生料一万束等」は、『延喜式』主税上にみえる上野国学生料一万束に相当すると久木氏は考えられている<sup>(18)</sup>。つまり、国学生のために設定されていた出挙稲が、勸学院学生料に切り替わったものである。このように勸学院の学生へ出挙稲

を給付したのも、勸学院が別曹として公認されていたことから行われたのではないかと推測する。

さらに、大学別曹には任官における推挙権が与えられていた。三院年挙は、勸学院・学館院・奨学院の学生を諸国掾に任官させる制度をいう。また、勸学院には勸学院学問料が設けられて、大学の教員学問料を給付されている学生と同様に有利な待遇を受けることもあった。

以上の例のように、大学別曹として公認されると、国家から新銭や出挙稲の給付などの財政支援が行われ、任官においても特権を得ていたことが指摘できる。これらにより、学生の就学環境や進路において、大学別曹の入学対象外の学生との格差はさらに拡大していったと考えられる。国家は大学別曹を公認して特権を与えることで、大学別曹を設立した氏族の再生産を推進する役割を果たしていたと言える。

## おわりに

教育社会史の視点を参考にしつつ、日本古代の教育、特に教育格差について概観してきた。

日本古代でも、教育制度の持つ機能である「社会化」や「選抜・配分機能」があり、階層格差と地域格差も存在したことが確認できた。また、延暦年間以降、能力主義が以前より強まった結果、氏族が自らを再生産するために「教育戦略」として大学別曹を設立した。そして、国家側も大学別曹を公認することによって、藤原氏などの氏族の再生産を推進していったのである。

二星 潤

## 〔註〕

- (1) 天野郁夫『増補 試験の社会史』(二〇〇七年、平凡社、初版は一九八三年)。
- (2) 天野郁夫『教育と選抜の社会史』(二〇〇六年、筑摩書房、初版は一九八一年)。
- (3) 以下、教育制度の機能については、特に言及しない限り、松岡亮二『教育格差』(二〇一九年、筑摩書房)を参照。
- (4) 古代の教育機関全般を扱った主要な研究として、桃裕行『上代学制の研究』修訂版(一九九四年、思文閣出版、初版は一九四七年、目黒出版)や久木幸男『日本古代学校の研究』(一九九〇年、玉川大学出版部)がある。
- (5) 松岡氏註(3)前掲著書。
- (6) 空海については、曾根正人『空海』(二〇二二年、山川出版社)、岸田知子『空海の文字とことば』(二〇二五年、吉川弘文館)を参照。
- (7) 宮田俊彦『吉備真備』(一九六一年、吉川弘文館)。

(8) メリトクラシーやペアレントクラシーについては、中村高康『大衆化とメリトクラシー』(二〇二一年、東京大学出版会)、耳塚寛明編『教育格差の社会学』(二〇二四年、有斐閣)、志水宏吉『ペアレントクラシー』(二〇二三年、朝日新聞出版)を参照。

(9) 以下の記述については、拙稿「日本古代の大学と官人登用」(『ヒストリア』一九八、二〇〇六年)に詳しい。

(10) 『令集解』選叙令30 秀才出身条讚說所引延暦十三年十月十一日太政官符、『令集解』選叙令30 秀才出身条朱說所引延暦二十一年六月八日太政官奏。

(11) 『日本後紀』大同元年六月壬寅(十日)条。

(12) 『類聚二代格』卷七、天長元年八月二十日太政官符。

(13) 『西宮記』卷八、裏書。

(14) 『日本紀略』仁和四年三月乙卯(十八日)条に、「致仕中納言在原行平上表、請下以奨学院、准勸学院為學館上。」とある。

(15) 『日本紀略』昌泰三年九月某日条には、「以奨学院為大学寮南曹。」の記載がある。

(16) 海野よし美・大津透『勸学院小考』(『山梨大学教育学部研究報告』四二、一九九二年)。

(17) 『令集解』選叙令34 授位条朱說所引延暦十四年十月八日太政官符。

(18) 久木氏註(4)前掲著書。

# Educational Disparities in Ancient Japan : From the Viewpoint of Educational Sociology

NIBOSHI Jun\*<sup>1</sup>

This paper has reviewed ancient Japanese education, especially educational disparities, with reference to the perspective of educational sociology.

In this research, it was confirmed that even in ancient Japan, there were "socialization" and "selection/distribution functions," which are the functions of education, and that there were class and regional disparities. In addition, Daigaku Besso (大学別曹) was established as an 'educational strategy' by aristocrats in order to reproduce themselves as a result of the meritocracy becoming stronger after the Enryaku era. And the government also promoted the reproduction of the aristocracy by officially recognizing Daigaku Besso.

キーワード：教育格差，古代の大学，大学別曹，五位以上子孫

---

本研究は、JSPS 科研費 18K13082 の研究成果の一部である。

\*<sup>1</sup> リベラルアーツ教育院准教授

原稿受付 2023 年 5 月 19 日